

安城市監査公表第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき
監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 6 年 3 月 26 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

第1 監査の種類

定例監査

第2 監査の対象

子育て健康部保育課所管の保育園及びこども園のうち、二本木保育園、東部こども園及び高棚こども園

第3 監査の期間

令和6年1月5日から3月21日まで

第4 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、保育課から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査するとともに、各園に出向いて園関係職員から説明を聴取し、施設の管理状況の現地調査を実施した。

第5 監査の方針

令和5年12月末日までの令和5年度の配分予算の執行、現金の出納管理、備品の管理保管及び施設の維持管理が良好に行われているかについて監査した。

第6 監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。